

地域医療確保対策調査特別委員会の設置について

- 1 本議会に委員 12 人以内をもって構成する地域医療確保対策調査特別委員会を設置する。
- 2 議会は、地域医療確保対策調査特別委員会に対し、次の事件を付託する。
 - (1) 地域医療体制の整備と医師等の確保等に関する調査
 - (2) 健康寿命等に関する調査
- 3 地域医療確保対策調査特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本件の調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。